

令和7年 第1回白石町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和7年1月7日（火） 午前9時00分～10時25分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（34人）

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子 欠席
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉 欠席	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文 欠席		

4 欠席委員（3人）

10番 橋本重吉 26番 池上勝文 31番 外尾美津子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について
- 4 令和7年白石町農用地利用集積計画（1号）の承認決定について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

追加議案

- 1 農業委員会事務局職員の人事異動の発令について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

業務連絡事項

- 1 令和7年第2回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 令和7年2月5日（水）9時00分
場所 白石町総合センター 2階 会議室

2 その他

- ① 幹事会の報告
- ② 佐賀県農業公社からの説明
- ③ 農地パトロールの日程調整について

6 出席職員

農業委員会事務局	事務局長	山下英治
	課長補佐兼農地農政係長	石田善人
	農地農政係長	三原淳彦

7 その他出席職員

農業振興課 農業者係 原田大地

8 その他

9 会議の概要

事務局長 皆様、新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。
冒頭、合併 20 周年記念式典について企画財政課よりご案内がありますので、よろしくお願ひします。

(企画財政課 説明)

事務局長 それではただ今から、令和 7 年 1 月第 1 回白石町農業委員会総会を開会いたします。始めに、片淵会長、ご挨拶をお願ひいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、10 番 橋本重吉委員、26 番 池上勝文委員、31 番 外尾美津子委員から欠席の届けがあつております。

ただ今の出席委員は 37 名中 34 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、35 番 生島義明委員、36 番 片淵秋正委員を指名いたします。これより議事に入ります。

＝議案番号第 1 号＝

議長 1「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 1 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 1 号、議案書 1 ページです。
権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願ひします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

昨年の 12 月 25 日、事務局の○○さんから申請理由について現地において説明を受けまして、申請地の確認をいたしました。

申請内容は、住宅購入予定の横に隣接している畑 202 m²を無償贈与するための申請であります。

今回の申請地は、農業振興地除外の畑であるために、農地法第 3 条に基づいての申請です。この後、議案 9 号で審議されますが、今回の申請地横の農地 2,261 m²のあつせん審議がなされます。よって、譲受人は、住宅、倉庫、畑、農地を含めての購入となります。譲受人は、水稻、玉葱、キャベツ、ブロッコリーなど約 9.4ha の規模で耕作されており、年齢も 45 歳と若く、従業員も若手を雇用し、経営意欲旺盛であります。今後も、耕作農地を拡大して地域農業を守っていこうという意識も高く、農業委員として、今後も、支援・協力が必要と思っております。

今回の無償贈与は、住宅地、農地を含めて譲渡人からの強い要望により、申請に至っております。

このことから、所有権移転については特に問題無いと判断しました。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 1 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 1 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 2 号＝

議長 続きまして、2「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 2 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 2 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にあ

る農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、申請人の父が営農をしていた際に農業用倉庫として建築され、現在は申請人が倉庫として使用されています。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接耕作者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

審議をお願いします

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 2 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 2 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 3 号＝

議長 続きまして、議案番号第 3 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 3 号、議案書 2 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として昨年 12 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、駐車場として使用するための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 3 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 3 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 4 号＝

議長 続きまして、議案番号第 4 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 4 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9 ページから 11 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として昨年 12 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、宅地進入路、庭及び農業集落排水公共柵として使用するための申請
です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、
転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 4 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 4 号は原案のとおり申請を
許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 5 号＝

議長 続きまして、議案番号第 5 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 5 号、議案書 3 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項としましては、市町が定める農業振興地域整備計画において、
農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申
請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として昨年12月24日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用倉庫建設、駐車場及び農業用資材置場として使用するための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者、耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第5号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 6 ～ 8 号 ＝

議長 続きまして、3「農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について」を議題とします。説明者として農業振興課の職員に来てもらっているので説明をお願いします。

議長 議案番号第6号から8号について、農業振興課から説明をお願いします。

農業振興課 農業者係

おはようございます。農業振興課農業者係の〇〇と申します。農業振興地域整備計画の担当をしております。

本日は農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、ご審議頂きたく議案を提出させていただいております。

まず、用途区分の変更案件を2件提出しておりますが、この2件については、先月審議いただきました佐賀県農業協同組合の玉葱乾燥貯蔵施設の新設計画における農業用施設用地としての利用計画の変更と併せて用途区分の変更を行うこととしております。そのため、面積が合計で1haを超えますので、農振法の規定により農業委員会からの意見を聴取するものであります。

議案の内容としては、議案番号6号、申請者は大戸上の〇〇さん、現在の土地の名義人は〇〇さんです。〇〇さんは相続人代表で、相続手続きを進めていらっしゃいます。変更理由は水稻苗の苗床として利用するためです。転用予定者の〇〇は水稻苗の販売を行っており、苗床のシーズン以外は農業用資材置き場で活用されます。位置図16ページをご覧ください。大字今泉〇〇についても転用計画はありますが、すでに農振除外済です。道路に面していますので、3号要件の農地の集団は阻害いたしません。5号要件についても圃場整備事業や暗渠排水事業の事業主体の土地改良区に確認してもらっており、満たしております。

続きまして、議案番号7号、申請者は新明の〇〇さん。変更理由は米乾燥施設、米出荷所として利用するためです。位置図18ページをご覧ください。道路に面していますので、3号要件の農地の集団は阻害いたしません。5号要件についても圃場整備事業の事業主体の土地改良区に確認してもらっており、満たしております。

続きまして、議案番号8号、申請者は東六府方区の〇〇さんの編入1件です。農業経営基盤強化準備金制度を活用して農業用倉庫を建てる要件として、農業振興地域整備計画の農用地利用計画のうち、農業用施設用地である必要があります。農振法上、農業振興地域内の宅地の一部を農業用施設用地として編入は可能です。このことについて、農業振興地域整備計画につきましても県と、準備金制度につきましても九州農政局の佐賀県拠点と事前に相談したうえで提案させていただいております。位置図につきましても、19ページから20ページをご覧ください。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。まず、用途区分変更の議案番号第6号から7号について、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。

議案番号6号、〇〇さんの説明で、地図は〇〇が転用ということですが、道べたの〇〇と〇〇は転用済ですか。

農業振興課 農業者係

〇〇につきましても、道路になっております。〇〇につきましても田ですが、農振除外は済んでおりまして、あと転用だけはしていただく必要があります。

○番 はい、分かりました。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。用途区分変更の議案番号第 6 号から 7 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、用途区分変更の議案番号第 6 号から 7 号は当委員会で承認することに決定いたします。

議長 次に、編入の議案番号第 8 号について、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。編入の議案番号第 8 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、編入の議案番号第 8 号は当委員会において承認することに決定いたします。農業振興課職員の退室をお願いします。

(説明者退出)

＝議案番号第 9 号＝

議長 続きまして、4「令和 7 年白石町農用地利用集積計画（1 号）の承認決定について」を議題とします。議案番号第 9 号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 9 号の「農用地利用集積計画（1 号）について」ご説明いたします
始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 1 件となっております。詳細は 1 ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。2 ページに相対での設定が 4 件、3 ページから 7 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 52 件、合わせて 56

件の計画が提出されており、賃借権設定が 53 件、使用貸借権設定が 3 件となっています。

区分の内訳として新規が 53 件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが 13 件ありました。再設定は 3 件でした。

今回の利用権の総面積は 357,644.19 m²です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 4 件、農地中間管理機構によるものが 52 件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 5 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の各要件を満たすものとして 57 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず、所有権移転について審議します。
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 9 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 9 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番 ○○委員、○番 ○○委員の退室をお願いします。

(委員 退室)

議長 それでは、利用権設定関係のうち、3 ページの整理番号 1 番及び 3 番から 8 番について、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 9 号、利用権設定のうち、3 ページの整理番号 1 番及び 3 番から 8 番について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。〇〇委員、〇〇委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。

整理番号 51 番の設定を受ける者の東京都の〇〇ということなのですが、ネットで調べたら、農業をしている会社ではないようなので、こういった感じなのかと思ってお尋ねです。

事務局 〇〇ですが、貸し手、〇〇さんの娘さんが立ち上げられ、自身が勤める親会社〇〇にあり、農業部門だけ〇〇として設立されております。

経営的には、〇〇さんも当会社の役員になっておられまして、娘さんも定期的に東京から帰ってきて経営をしているということです。

親会社の方も役員等入っておられますが、そこは販売とかに携わるということで、経営的には、今まで同様〇〇さんが個人経営主となってされるような形で、自作田、あと借入地をそのまま〇〇の方に貸し借りをしまして経営をされている状況にあります。以上です。

事務局 簡単に言うと新規参入なされた会社です。

〇番 〇番の〇〇です。

私、地元農業委員です。要は、娘さんが、この会社の社長と結婚されていますので、その方が、こちらの地域に帰って、農業生産をやるというふうな形で今手続きをされているという状況です。今、お父さんが玉葱を作っているんですが、そういう県内産の作物を作って、販売をしたいという形になっています。

ですから、地元での後継者がいないということで、現在の〇〇さんの農地を基準にして規模拡大を図るというふうなことで、親子とこの会社との話が進んでいるという状況です。

議長 よろしいですか。

〇番 はい。

〇番 〇番の〇〇です。

東京が本社で、営業所を白石町におかれるのでしょうか。

○番 はい、そうです。個別の法人を立ち上げていらっしゃるの、その名前でやられると思います。この法人で、経営をされるということで、法人登記をこちらでされるかどうかは、私も確認していませんけれども、会社名はこれでやるということです。

議長 他にないですか。

○番 ○番の○○です。

新規参入されるということで、その母体が、縁者に農業経験者ということで、使用貸借という形になろうかと思うのですが、これだけ、高齢化して農地維持が難しくなっていく中で、地域と新しく入る方との連携がうまくいかないと厳しいなと感じがしますので、そういう意味では、○○さんのお嬢さんが役員としておられるなか、お父さんの思いがあって、引き継がれたのかなという感じがします。

システム的に、新規参入を個人でやるというのは、なかなか難しいので、ある程度の規模か、後ろ盾になってくれるところが、今から出てくるような気もするのですが、意欲のある方が、そういう組織を作って、地域の縁者を頼って、農地を引き継ぐという形がこれから出てくるのではないかと、そこに対して私達農業委員がどういう感じで接していくのか、私達自身も勉強する必要があるのではないかと思います。

正直申し上げて、今頑張っている方たちの子供さんとか、お孫さんたちに農地の継続をしると言うのは厳しい状況の中で、そういう組織が出てくれば、私達自身も勉強して、地元との繋ぎ役にならないといけないのかなという感じがしました。以上です。

議長 地元の○○委員については、このあと注視して見てください。

○番 誤解されているようなのですが、娘さんがこちらに帰って来て、旦那さんと一緒にその経営をやっていくということです。地域そのものが○○なのですが、大型経営者というか、農業経営者が1人か2人しかいないです。その中で、娘さんたちが帰ってきて、お父さんのところは奥さんが亡くなられて後継者がいないということから、そういう家庭の事情もあって、娘さんがこちらの方に帰ってきて農業経営をやるということなので、我々も、お父さんの方から農地の利用権設定を希望されているので、かなりの規模拡大をやるという考え方をもっていらっしゃるということです。

○番 こういうのは、私は反対いたしません。しかし、東京ということで、営業所もこちらにないという事ですので、収益等とか、法人税関係があると思いますので、白石町になるべく協力してもらって、規模拡大をしてもらいたいと思います。よろしく願いします。

○番 法人登記事務所は、今後どうされるかは、こちらに営業所ということでされるのか、別途、部門分けしてこちらに登記されるかは、まだ分かっていませんので、そこまで私は内部的に入っていないので、いろいろな情報があれば、農業委員会にお知らせ

したいと思います。

みなさん、ご協力お願いします。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第9号、利用権設定のうち、3ページの整理番号1番及び3番から8番以外の分について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 10 ～ 14 号＝

議長 続きまして、5「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第10号から14号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書4ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第10号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇さんです。

申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。

議案の位置図は、21ページから22ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第11号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇さんです。

申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。

議案の位置図は、23ページから24ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第12号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、下区の〇〇さんです。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、25 ページから 26 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 13 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇さんです。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、27 ページから 28 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 14 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新明 2A の〇〇さんです。
申請理由は、今後、農業をしないための農地処分でございます。
議案の位置図は、29 ページから 30 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 10 号から 14 号でした。
白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定により、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。
なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載をしています。
もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。
以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 10 号から 14 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 10 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 11 号
委員 同じく、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 12 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 13 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 14 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 10 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 11 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 12 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 13 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 14 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員であつせん委員をよろしくお
願いします。

議長 次に、事務局の担当職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

＝議案番号第 15 号＝

議長 次に、追加議案の 1「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」を議題と
いたします。議案番号第 15 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 本日、追加でお配りしました議案書をご覧ください。
議案番号第 15 号農業委員会職員の人事異動の発令について説明をいたします。
令和 7 年 1 月 1 日付けで農業委員会事務局から〇〇が総務課職員係へ異動をして
おります。
農業委員会の職員は農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項により農業委員会が
任免すると規定されております。辞令については病気休職中のため事務局より後日
交付することとしております。

議長 農業委員会の職員についてですが、農業委員会の職員は、町長部局から農業委員
会に出向した形になっていて、何の職をするかは、会長が辞令をするようになってお
ります。〇〇さんも農業委員会の職員ですが、町長部局に戻るといふ形になります。
これで、議案番号第 15 号「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」は
終了いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項について事務局から説
明をお願いします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

議長 報告が終わりましたので、続きまして事務局から業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 令和7年 第2回白石町農業委員会総会の日時及び場所

日時 : 令和7年2月5日(水) 9時00分

場所 : 白石町総合センター 2階 会議室

- 2 その他

- ① 幹事会の報告
- ② 佐賀県農業公社からの説明

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時25分

事務局長 引き続き、農地パトロールの日程調整をお願いします。